

事 務 連 絡

平成19年7月23日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局計 画 課

振 興 課

老人保健課

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）における介護保険法の一部改正について

今般、国民年金事業等の運営の改善を図る観点から、社会保険に密接に関わる事業者である介護サービス事業者の社会保険料等の自主的な納付を促進する仕組みとして、別紙のとおり、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととしたことについて、介護保険法の一部を改正する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）」が平成19年7月9日付けで公布されましたので、別添のとおり送付いたします。

〈照会先〉

厚生労働省老健局振興課法令係

TEL 03-5253-1111（内線3937）

計画課企画法令係

TEL 03-5353-1111（内線3971）

老人保健課企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線3949）

(別紙)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）における介護保険法の一部改正の概要

1 改正の概要

国民年金事業等の運営の改善のため、社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料等の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととするもの。

2 具体的な改正内容

介護保険法における介護サービス事業者の指定及び許可の欠格事由として、指定等の申請者等が社会保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納付期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加すること等としたもの。

（介護保険法第70条第2項等）

3 施行日

平成21年4月1日（一部については平成24年4月1日）

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

| | |
|---|---|
| ○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律(一〇六) | 六 |
| ○政治資金規正法の一部を改正する法律(一〇七) | 六 |
| ○国家公務員法等の一部を改正する法律(一〇八) | 六 |
| ○日本年金機構法(一〇九) | 六 |
| ○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(一一〇) | 四 |
| ○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(一一一) | 三 |
| ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(一一二) | 三 |
| (政 令) | |
| ○海洋基本法の施行期日を定める政令(一一三) | 三 |
| ○総合海洋政策本部令(一一四) | 三 |
| ○海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律の施行期日を定める政令(一一五) | 三 |
| ○国土交通省組織令の一部を改正する政令(一一六) | 三 |

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(一一五)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令(一一六)

(省 令)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(厚生労働九四)

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令(同九五)

本号で公布された法令のあらまし

◇拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律(法律第一〇六号)(外務省)

1 政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならないこととした。(第七条関係)

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇政治資金規正法の一部を改正する法律(法律第一〇七号)(総務省)

1 資金管理団体は、不動産の取得等の制限
資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないこととした。(第十九条の二の二関係)

2 資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け
資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととし、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならないこととした。(第十九条の五の二関係)

3 施行期日等
1による改正後の政治資金規正法の規定は、1の施行前日から引き続き所有している不動産(これと密接に関連する不動産を含む)

◇国家公務員法等の一部を改正する法律(法律第一〇八号)(内閣官房)

1 国家公務員法の一部改正関係
1 官民人材交流センター
内閣府に、官民人材交流センターを置き、内閣総理大臣から事務の委任を受けて、職員の内閣に際しての離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うこととした。(第一八条の五、第一八条の七関係)

2 再就職等監視委員会
1 内閣府に、再就職等監視委員会を置き、内閣総理大臣から権限の委任を受けて、離職後の就職に関する規制に係る調査や当該規制の適用除外に係る承認等の事務をつかさどるものとした。(第一八条の三、第一八条の四及び第一〇六条の五関係)

2 再就職等監視委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員長及び委員は、役員(検察官等を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとした。(第一〇六条の七及び第一〇六条の八関係)

3 再就職等監視委員会に再就職等監察官を置き、離職後の就職に関する規制に係る調査や当該規制の適用除外に係る承認等を行わせることとした。(第一〇六条の一四関係)

2による改正後の政治資金規正法の規定は、平成二〇年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとした。

3 この法律は、一部の規定を除き、平成二〇年一月一日から施行することとした。

◇国家公務員法等の一部を改正する法律(法律第一〇八号)(内閣官房)

1 官民人材交流センター
内閣府に、官民人材交流センターを置き、内閣総理大臣から事務の委任を受けて、職員の内閣に際しての離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うこととした。(第一八条の五、第一八条の七関係)

2 再就職等監視委員会
1 内閣府に、再就職等監視委員会を置き、内閣総理大臣から権限の委任を受けて、離職後の就職に関する規制に係る調査や当該規制の適用除外に係る承認等の事務をつかさどるものとした。(第一八条の三、第一八条の四及び第一〇六条の五関係)

2 再就職等監視委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員長及び委員は、役員(検察官等を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとした。(第一〇六条の七及び第一〇六条の八関係)

3 再就職等監視委員会に再就職等監察官を置き、離職後の就職に関する規制に係る調査や当該規制の適用除外に係る承認等を行わせることとした。(第一〇六条の一四関係)

II 任意加入の申出を行おうとする者は、口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならないこととした。(附則第五条関係)

二 厚生年金保険法の一部改正関係
1 福祉施設規定を廃止するとともに、政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができることとした。(第七九条関係)

2 被保険者に関する原簿の記録事項に基礎年金番号を追加することとした。(第二八条関係)
3 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることとする旨を要しないこととした。(第九八条関係)

三 特別会計に関する法律の一部改正関係
保険料を国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する経費に充てることができることとするほか、所要の改正を行うこととした。(第一一一一条等関係)

四 国民健康保険法の一部改正関係
市町村は、被保険者証等の有効期間を定めることができることとするともに、国民健康保険の保険料等を滞納している世帯主(市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く)又は国民年金保険料を滞納している世帯主(当該世帯に属する国民年金の被保険者に係る国民年金保険料について連帯納付義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を通知した者に限る)等の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができることとした。(第九九条関係)

五 住民基本台帳法の一部改正関係
住民基本台帳法に基づく住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる社会保険庁の事務として、政府が国民健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者に係る届出に関する事務を追加することとした。(別表第一関係)

六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係
労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の六月一日から四〇日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の六月一日から四〇日以内とする(第一五一条関係)
七 健康保険法、社会保険労務士法及び介護保険法の一部改正関係
保険医療機関等の指定の欠格事由、社会保険労務士の登録拒否事由及び指定居宅サービス事業者等の指定等の欠格事由に、病院等の開設者及び指定等の申請者等が、社会保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加すること等とした。(健康保険法第六五条、社会保険労務士法第一四七条の七及び介護保険法第七〇条等関係)

八 附則
1 検討
政府は、施行後五年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。(附則第二条関係)

2 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(法律第一一一号)(厚生労働省)
一 厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例
社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者又は受給権者であった者(未支給の保険給付の請求権者を含む)について、年金記録の訂正が

なされた上で裁定(裁定の訂正を含む)が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする(第一一条関係)

二 国民年金法による給付に係る時効の特例
社会保険庁長官は、国民年金の受給権者又は受給権者であった者(未支給の年金の請求権者を含む)について、年金記録の訂正がなされた上で裁定(裁定の訂正を含む)が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする(第二一条関係)

三 政府の責務
政府は、年金個人情報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする(第四一条関係)

四 施行期日等
1 時効の特例に関する経過措置
一及び二は、この法律の施行の日前に年金記録の訂正がなされた場合における当該訂正に係る年金について準用することとした。(附則第二条関係)

2 厚生年金保険法の一部改正等
一 支払期月ごとに支払われる年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三二条の規定を適用せず、援用を要するものとする(附則第三条関係)
二 一は、この法律の施行の日後の受給権者について適用することとした。(附則第四条関係)

3 国民年金法の一部改正等
一 支払期月ごとに支払われる年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三二条の規定を適用せず、援用を要するものとする(附則第五条関係)

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(法律第一二二号)(国土交通省)
1 総則
この法律は、住生活基本法の基本理念にのっとり、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という)に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする(第一一条関係)

二 この法律において「公的賃貸住宅」とは、公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅等をいい、「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいうこととした。(第二一条関係)

三 国及び地方公共団体の責務
国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととした。(第三条関係)

4 基本方針
国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならないこととした。(第四条関係)

五 公的賃貸住宅の供給の促進
一 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成等の住宅確保要配慮者の事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に關し必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととした。(第五条第一項関係)

第百九十九条に次の一項を加える。
 2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に関し、必要があると認めるときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。前項に次の一項を加える。
 (郵政会社等に関する経過措置)
 第九条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|----------------------------|--|
| 第六十五条第三項第五号 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 高齢者の医療の確保に関する法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) |
| 第七十条第二項 | 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) | 国家公務員共済組合法() |

(社会保険労務士法の一部改正)
 第十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
 第十四条の七中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第七十三号)、厚生年金保険法(昭和三十三年法律第百四十一号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。)について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等(以下この号及び第二十九条において「保険料」という。)を引続き滞納している者

第二十九条 次のように改める。
 (資料の提供)
 第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
 別表第一第二十号中(昭和四十四年法律第八十四号)を削り、同表第二十一号中(大正十一年法律第七十号)を削り、同表第二十二号中(昭和四十四年法律第七十三号)を削り、同表第二十四号中(昭和二十九年法律第百十五号)を削り、同表第二十五号中(昭和三十三年法律第九十二号)を削り、同表第二十六号中(昭和三十四年法律第百四十一号)を削り、同表第三十号中(昭和五十七年法律第八十号)を削り、同表第三十一号中(平成九年法律第百二十三号)を削る。
 (介護保険法の一部改正)
 第二十三条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
 第七条に次の一項を加える。
 9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 一 この法律
 二 第六項各号(第四号を除く。)に掲げる法律
 三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)
 四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

第七十条第二項第五号の次に次の一号を加える。
 五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第百七条第三項第四号の二、第百十五号の二及び第百三十三号第三項第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等(以下この号及び第九十四条第三項第五号の二、第百七条第三項第四号の二及び第百十五号の二第二項第五号の二において同じ。)を引続き滞納している者であるとき。
 第七十条第二項第六号中「第五節」の下に「及び第百三十三号第二項」を加える。
 第七十条第二項第一号中「第十号」の下に「(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」を「第十一号」の下に「(第五号の二)に該当する者であるときを除く。」を加える。
 第七十八条の二第四項第五号の次に次の一号を加える。
 五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第百十五号の二、第百三十三号第二項第五号の二及び第百三十五号の二第二項第四号の二)において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等(以下この号及び第七十九条第二項第四号の二、第百十五号の二第二項第四号の二及び第百三十五号の二第二項第四号の二)において同じ。)を引続き滞納している者であるとき。
 第七十八条の二第四項第九号中「ホ」とし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。
 ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第百十五号の二第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等(以下このハ、第七十九条第二項第九号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第百十五号の二第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。)を引続き滞納している者

第七十八条の二第九号中「第九号」の下に「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。
 第七十九条第二項第四号の次に次の一号を加える。
 四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたる、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等(以下この四の二において同じ。)を引続き滞納している者であるとき。

第七十九条第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。
 第七十九条第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。

第七十九条第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。
 第七十九条第二項第九号ハ及び第百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。

第七十九条第二項第八号中「二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
第八十四条第一項第一号中「第八号」の下に「ハ」に該当する者があるときを除く。」を加える。
第八十六条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
第八十六条第二項第七号中「二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
第九十二条第一項第一号中「第七号」の下に「ハ」に該当する者があるときを除く。」を加える。
第九十四条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
第四百四条第一項第二号中「第十号」及び「第十一号」の下に「第五号の二」に該当する者があるものであるときを除く。」を加える。
第四百七条第一項中「この条」の下に「及び第二百三十三条第二項」を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
第四百十四條第一項第一号中「第九号」の下に「（第四号の二）に該当する者のあるものであるときを除く。」を「第十号」の下に「（第四号の二）に該当する者であるときを除く。」を加える。
第四百十五條の二第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
第十五条の八第一項第一号中「第十号」の下に「（第五号の二）に該当する者のあるものであるときを除く。」を「第十一号」の下に「（第五号の二）に該当する者であるときを除く。」を加える。
第十五条の十一第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百十五條の十一第二項第九号中「二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
第一百十五條の十七第一号中「第九号」の下に「ハ」に該当する者があるときを除く。」を加える。
第一百十五條の二十第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
第一百十五條の二十第二項第八号中「二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
第一百十五條の二十六第一号中「第八号」の下に「ハ」に該当する者があるときを除く。」を加える。
第一百三十一條中「昭和三十四年法律第四百一十一号」及び「昭和二十九年法律第一百五号」を削る。
第二百三十三條の一項を加える。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一條第一項本文、第四十二條の二第一項本文、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号若しくは第三号、第五十三條第一項本文、第五十四條の二第一項本文若しくは第五十八條第一項の指定又は第九十四條第一項の許可に関し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
附則に次の一条を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)
第八條 国家公務員共済組合法附則第二十條の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十條の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第七條第九項第一号 | 第六項各号（第四号を除く。） | 第六項各号 |
|------------|----------------|-----------------------|
| 第七十八條の二第四項 | 船員保険法 | 船員保険法、国家公務員共済組合法第五号の二 |

第二十四條 介護保険法の一部を次のように改正する。
第七十條第二項第五号の二中「第七十條第三項第四号の二」を削る。
第二百三十三條第二項中「若しくは第三号」及び「若しくは療養病床病院等」を削る。
附則第八條中「指定介護療養型医療施設」を削る。

附則

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日

三 第七條の規定 平成二十年十月一日

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日

六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日

七 第二十四条の規定 平成二十四年四月一日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（次条並びに附則第五条及び第十二条において「施行日」という。）前に国民年金法附則第五条第一項の規定による申出をした者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の施設のうち、施行日において現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項の規定による申出をした者及び同条第二項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第十四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二十一条の規定による改正後の健康保険法第六十五条及び第八十九条並びに附則第九条の規定は、第二十一条の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第二十二條の規定による改正後の社会保険労務士法第十四条の七の規定は、第二十二條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第二十三條の規定による改正後の介護保険法第七十条、第七十八條の二、第七十九条、第八十六条、第九十四条、第九十七条、第九十五条の二、第九十五条の十一及び第九十五条の二十並びに附則第八条の規定は、第二十三條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

（地方自治法の一部改正）

第十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一「国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）」の項中「並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務（当該事務にあつては、平成十七年三月三十一日までの間に限る。）」を削る。

（医療法の一部改正）

第十一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第七條の二（第二項第八号中、「船員保険法」を「及び船員保険法」に改め、「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）」第七十九條を削る。
（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の医療法第七條の二（第二項第八号の規定にかかわらず、同号中「の施設」とあるのは「の施設並びに国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）」附則第四条の規定により政府が運営を引き続き行うことができる施設」とする。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十三条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二十一項中「（昭和二十九年法律第十五号）」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第九十九條第一項中「費用を含む」を「費用並びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）」を含む」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期給付（基礎年金拠出金を含む）に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）」を含む」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

第九十九條第六項中「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「として、同項」を「と、第四項中」に、「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら」に改め、同条第七項中「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「同項第五号中」を「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項」を「第四項中」に「国は毎年度の予算で定めるところ」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら」に改める。

第二百二條第一項中「場合を含む」の下に「及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第五号」を「第四号」に、「（同号に掲げる）」を「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる）」に改める。

第二百二十四條の三中「第九十九條第五項から第七項まで」を「第九十九條第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四條の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項まで」に改める。